

令和5年1月

定例総会（拡大委員総会）
議 事 録

松本市農業委員会

1 日 時 令和5年1月31日（火）午後1時30分から午後3時17分

2 場 所 大会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 22人

1番	小林	康基	2番	中條	幸雄
3番	柳澤	一向	4番	武井	茂善
5番	中川	敦	6番	久保	節夫
7番	太田	辰男	8番	河西	穂高
9番	丸山	茂実	10番	矢嶋	壽司
11番	窪田	英明	12番	塩原	秀俊
13番	田中	悦郎	14番	細江	弘光
15番	塩原	俊昭	17番	濱	博
18番	齋藤	勝幸	19番	橋本	実嗣
21番	塩原	至	22番	三村	晴夫
25番	林	昌美	26番	瀧澤	和子

(2) 推進委員 15人

推2番	中野	千尋	推3番	大澤	好市
推4番	梶原	知子	推5番	松田	和久
推7番	平林	哲	推8番	松下	秀一
推9番	田中	武彦	推10番	中平	茂
推11番	田中	孝人	推12番	堀内	俊男
推13番	北野	喜八	推15番	長崎	作夫
推16番	齋藤	知彦	推17番	中澤	一海
推18番	奈良澤	治			

4 欠席委員

(1) 農業委員 4人

16番	河野	徹	20番	倉科	孝明
23番	二村	喜子	24番	上條	信太郎

(2) 推進委員 3人

推1番	西村	博	推6番	赤羽	武史
推14番	山崎	和男			

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第202号～第205号）
- イ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第206号）
- ウ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第207号、第208号）
- エ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第209号～第217号）
- オ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件
……………（議案第218号、第219号）

(2) 報告事項

- ア 非農地証明交付状況の件
- イ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- ウ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- エ 農地法第4条の規定による届出の件
- オ 農地法第5条の規定による届出の件

6 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 議 案

令和4年農地賃貸借料に関する情報提供について……………（議案第220号）

(2) 協議事項

令和4年度利用意向調査結果に基づく対応について

(3) 報告事項

- ア 農地法第3条による農地取得について
- イ 主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

8 出席職員	農業委員会事務局	局 長	青木 美伸
	//	局長補佐	板花 賢治
	//	局長補佐	川村 昌寛
	//	主 任	藤井 勇太
	//	主 事	保科 黄
	//	事 務 員	田中 瑞恵
	農 政 課	係 長	上條 信之
	//	主 事	中村 愛佳

9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

10 会長あいさつ 田中会長

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

- 〔議事録署名委員〕 11番 窪田 英明 委員
- 12番 塩原 秀俊 委員
- 〔書記〕 板花局長補佐、川村局長補佐

13 会議の概要

議 長 それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第202号 農用地利用集積計画の決定の件について上程い

たします。

204号、河野委員の議案も関係してまいります。河野委員、本日欠席でありますので、202号と204号併せてご審議いただきます。

それでは、議案に掲載されている新規就農者について、まず事務局から説明をいただきます。

田中事務員。

田中事務員

農業委員会事務局の田中でございます。

早速今月の新規就農者について説明いたしますので、別冊資料、表紙裏面をご覧ください。

今月の新規就農者は、法人が1団体です。

1番、株式会社〇〇〇さん、法人所在地、農地所在地ともに取出地区、1筆、4.73アールを借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う農業で、栽培予定はわら細工用の水稲と伺っております。出荷先は就労移行支援事業所と連携して検討されていくとのこと。農業従事者は1名で、既に四賀地区で40年ほど水稲を栽培されていらっしゃる。今後、知人から技術を習得される予定です。借り入れた農地への通作距離は約1キロ、自動車ですら5分ほどかかるとのこと。今後は経営規模の拡大を希望されております。別冊議案5ページ下段の2番に該当いたします。署名は四賀地区、久保農業委員及び大澤推進委員にいただいております。

今月の新規就農者の説明は以上です。よろしく願いいたします。

議長

ご苦労さまでした。

それでは、地元委員から説明をお願いいたします。

久保委員。

久保農業委員

ただいま説明がありましたように、〇〇〇という四賀においでるやはり建設会社なんですけれども、今、事務局のほうにいろいろとアドバイスをいただいております。今後、営農型の太陽光発電ということも視野に入れて取り組んでいきたい。そして、規模を拡大していきたいということで、荒廃農地、遊休農地をいかに活用するかということで、今後も前向きにやっていきたいということですので、ぜひ皆さん、承認していただきたいと思っております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、農政課から議案の説明をお願いいたします。

中村主事。

中村（農政課）主事 農政課、中村でございます。

着座にて失礼いたします。

今回特記事項はありませんので、議案の説明に入ります。

5－（1）－ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第202号となり

ます。

合計のみ申し上げますので、17ページをご覧ください。

一般、筆数85筆、貸付け43人、借入れ34人、面積13万3,453平米。

経営移譲、筆数17筆、貸付け2人、借入れ2人、面積2万5,383平米。

利用権移転、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積2,448平米。

所有権の移転、筆数2筆、貸付け2人、借入れ2人、面積1,043平米。

第18条2項6号関係、筆数2筆、貸付け2人、借入れ2人、面積1,835平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数148筆、貸付け78人、借入れ1人、面積24万8,025平米。

（一括方式機構配分関係）、筆数146筆、貸付け1人、借入れ46人、面積24万8平米。

合計、筆数401筆、貸付け129人、借入れ88人、面積65万2,195平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、179筆、面積29万867平米、集積率は77%です。

続けて、議案第204号について申し上げます。

引き続きまして18ページをご覧ください。

合計のみ申し上げます。

筆数4筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,894平米。

議案第204号は以上となります。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありました。これにつきまして、推進委員の皆様も含めましてご意見と質問等あったら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

以降、議案の採決においては、農業委員を対象に伺います。

議案第202号及び204号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

続きまして、議案第203号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件は委員に関係する案件になりますので、農業委員会法第31条、議事参与の制限の規定により、三村委員には退室をお願いい

たします。

(三村農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
中村主事。

中村（農政課）主事 引き続き議案18ページをご覧ください。

議案第203号になります。

合計のみ申し上げます。

一般、筆数2筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,136平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数2筆、貸付け1人、
借入れ1人、面積4,887平米。

合計、筆数4筆、貸付け1人、借入れ1人、面積6,023平米。

議案第203号は以上となります。

議長 ありがとうございます。
ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第203号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
それでは、退室している三村委員の入室を許可いたします。

(三村農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第205号 農用地利用集積計画の決定の件について上
程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、丸山委員に
は退室をお願いいたします。

(丸山農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いいたします。
中村主事。

中村（農政課）主事 続きます、議案19ページをご覧ください。

議案第205号になります。

合計のみ申し上げます。

筆数4筆、貸付け1人、借入れ1人、面積5,024平米。

認定農業者への集積率は100%です。

議案第205号は以上となります。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第205号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

退室している丸山委員の入室をお願いいたします。

(丸山農業委員 入室)

議 長

続きます、議案第206号 農用法第3条の規定による許可申請許可の件、1件について上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

藤井主任。

藤井主任

農業委員会事務局の藤井です。

農地法第3条の規定による許可申請について説明をさせていただきます。

総会資料の1ページをご覧ください。

議案第206号は、農地保全のため、売買にて所有権を移転するものです。内容については議案書のとおりとなります。なお、譲受人は農地所有適格化法人であります。

こちらの案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上となります。よろしくをお願いいたします。

議 長

ご苦労さまでした。

地元の委員の方の意見をお願いします。
久保委員。

久保農業委員 ただいま説明ありましたとおりで、この〇〇〇〇さんという方は、今、ご高齢で、まず施設に入っております、相続云々の方がいないということで、この近隣の藤池という集落なんです、その有志たちが集まってこういう合同会社をつくっております、以前からみんなで農地の保全のために、田んぼ、麦とかいろいろやっております。今回はそういうことで、購入してやるということで、今後も、もしそういうのがあれば、規模は拡大していきたいということであります。ここに地図がありますけれども、いわゆる国道143号線、上田へ向かって行く途中の場所ではあります。周辺のいわゆる荒廃農地、遊休農地が大分増えておりますので、今後もぜひそれを何とかやっていってほしいということで、ぜひ皆さんもよろしくお願ひいたします。

以上です。

議 長 ありがとうございます。
それでは、全体を通しましてこの案件につきまして質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、農地法第3条の規定による案件、1件について集約いたします。
農業委員の方にお伺ひいたします。議案第206号について、原案どおり許可することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定いたします。
続きまして、議案第207号及び208号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、2件について上程いたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
保科主事。

保科主事 それでは、議案書のほうをお願いします。総会資料2ページのほうをお願いします。
議案第207号、転用目的は住宅敷地の拡張です。
議案第208号、転用目的は墓地です。
以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、まず地元の委員の方の意見を伺います。
207号、笹賀でありますので、矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員 それでは、資料のほう、別紙の写真資料のほう、4ページを見ていただきまして、この写真に、この中の右上のところに住宅建たっているんですけども、〇〇〇〇さんの住宅であります。後でまた議案211で出てきますけれども、今回、息子さんが住宅を建てるということで、測量したところ、平成9年にこの住宅を増築したということでもありますけれども、たまたま宅地からちょっとはみ出して、農地のほうに住宅を建ててしまったということ、今回、その僅かな部分を宅地として拡張したいという内容でありますので、よろしく願いをいたします。やむを得ないと思います。

議 長 それでは、208号、内田でありますので、丸山委員、お願いします。

丸山農業委員 208号ですが、〇〇さんの所有している土地なんですが、そこに墓地の一部がかかっているということで、墓地の形状については、〇〇さんが小さい頃からずっとこの形であったということで、また〇〇さんのお父さんは昭和22年に亡くなっているということで、ちょっと分からないものですから、てんまつ書を添えて提出されているということですので、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
それでは、現地を見ていただいた207、丸山委員、お願いします。

丸山農業委員 現地確認を1月25日に矢嶋委員とさせてもらいました。先ほど説明があったとおり、207の案件ですけれども、今現在建っている建物の一部が農地にかかっているということが分かったという案件で、第3種農地でもありますので、やむを得ないと判断しました。
以上です。

議 長 それでは、208号、現地を見ていただいた委員、矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員 先ほどの丸山委員のお話のとおりで、現状に合わせたということで、追認の関係、やむを得ないというように考えます。

議 長 ご苦労さまでした。
続きまして、この2件、推進委員の皆様を含めてご意見、ご質問等あったら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、農地法第4条の規定による案件、2件について一括して集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第207号及び208号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第209号から217号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件9件について上程いたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
保科主事。

保科主事 総会資料3ページをお願いいたします。
議案第209号、転用目的は現場事務所、資材置場、駐車場です。
210号、転用目的は一般住宅です。
211号、転用目的は農家住宅です。
212号、転用目的は建て売り住宅です。
213号、転用目的は分家住宅です。
214号、転用目的は住宅敷地です。
215号、転用目的は農業用資材置場です。
216号、転用目的は農業用施設です。
217号、転用目的は資材置場、駐車場です。
以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしく申し上げます。

議長 ご苦労さまでした。
それでは、それぞれ地元の委員の方からご意見等伺った後、一括して現地を見ていただいた農業委員からご意見を伺います。
209号、堀内委員、お願いします。

堀内推進委員 位置図については、資料6ページを見ていただきます。真ん中の白く囲ったところがその当該地。これ、1筆のうちの一部でございます。今回、この場所は、その下の位置図でございますが、右上に少し色を塗ったのが奈良井川、それから宮下鉄筋工業というように書かれた横を流れているのが拾ヶ堰です。この地区のすぐ上はラーラ松本になります。現地は集落と一部住宅が点在するところで、農地はかなり広がっているところでございますが、今回、この土地に隣接する市道の公共事業のための用地ということ、また一時転用ということで、転用はやむを得ないなというように判断してまいりました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

210号、和田でありますので、塩原俊昭委員、お願いします。

塩原（俊）農業委員

210号ですけれども、場所は和田の和田神社のすぐ南側のところになります。笹賀にお住まいの〇〇〇〇〇さんの農地を山梨県にお住まいの〇〇〇〇〇さんという方が買って、そこへ自分の自宅を建設すると、こんなことで、一般住宅という形になります。ここは宅地と宅地の間に挟まって取り残されたようなごく僅かな面積の土地でありまして、営農というよりも、宅地に転用することが妥当と言っちゃ変ですけれども、そんなような土地になります。全く問題ないというように判断しています。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、211号、矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員

先ほどの4ページのほうの、戻っていただきまして、位置図をご覧をいただきたいと思います。この場所は、JA松本ハイランド農協の笹賀支所のすぐ南側になります。道を挟んで笹賀の出張所があるという場所で、土地とすれば3種の土地ということでありまして、先ほどお話しした住宅にお父さんと息子さん夫婦が住んでおりまして、子供も2人で、現在、6人家族で住んでいるんですけれども、住むところが手狭になったということで、農家住宅を造るということで計画された案件であります。場所は、先ほどのお父さんたちの住んでいる建物の東側の場所になります。専業で農業をやっておりまして、ここの写真にあるように、左上のほうにハウスが幾つか建たっておりますし、その向こうに農作業場兼ライスセンターも造っております、まだ年齢35歳ということでありまして、非常に積極的に農業に取り組んでいます。主は水稻、麦大豆と、それから花を生産している農家でありますけれども、従業員も雇って営農をしているということで、今回、そのお父さんたちの建物のその下の東側の土地を使用貸借する形で農家住宅を建てたいというような内容でありますので、特に問題ないかというように思いますので、承認をお願いをしたいと思います。

議 長

ありがとうございました。

それでは、続いて212、内田でありますので、丸山委員、お願いします。

丸山農業委員

212の案件ですが、〇〇さんなんですが、旦那さんを5年ほど前に亡くされて、また、なおかつ〇〇さんも高齢となったため、農地を守るのが難しいと考えていたそうです。それで、農業の縮小を検討していたところ、今回の話があったということで、農地を手放すことにしたそうです。それで、申請地は北側が寿団地、そして東側と西側は宅地に囲まれた土地です。

隣接地に対する農地への影響は軽微だと考えております。
以上です。

議 長 続いて213、214もお願いします。

丸山農業委員 はい。

213の件ですが、〇〇〇〇〇さんですけれども、〇〇さんの娘さんで、現在、アパートに住んでいて、家族3人で暮らしているそうです。子供の成長や今後の家族が増えること等を考えると、アパートでは手狭になると考えて、実家の両親に相談したところ、実家の隣の今回の対象農地をどうかということで話があり、小・中学校にも近いことを考えて、また農作業の手伝いもできることから、実家に隣接したこの対象農地を貸してもらうことになったそうです。

以上です。

議 長 ありがとうございます。
214もお願いします。

丸山農業委員 214の件ですが、〇〇さんですけれども、〇〇さんのお孫さんに当たる方です。将来、〇〇さんの面倒を見るという予定です。〇〇さんの家の北側の農地を借りるということができたために、住宅の建設をすることになったそうです。周辺農地への影響はそれほどないと思います。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
それでは、215号、中山になります。太田委員、お願いします。

太田農業委員 この農地は、何年も作物を作っていない農地でしたけれども、今度農業用資材置場ということで申請が上がってきました。地元の方は、農業資材だけじゃなくて、ほかのものも置かれるんじゃないかということで神経質になっているわけですけれども、私も地元の委員として、また事務局も監視の目を光らせながら見ていきたいと思います。やむを得ないと思います。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
続いて、梓川の2件、216、217ですが、倉科委員、本日欠席ということで、事前に事務局のほうへ文書をもって意見が来ているようですので、事務局から意見を申し上げます。

保科主事 それでは、説明させていただきます。

議案216です。今回、譲受人の〇〇〇〇〇さんは、畜舎建設のため、譲渡人である〇〇〇〇〇さんから所有の農地1筆、1,434平米を所有権によ

り転用するものです。場所は梓川の畜産団地内の一角になります。当該農地は、東側が〇〇さん所有の畜舎で、今回は経営規模拡大のため、隣接地にて開発を行うものです。西側は別の事業者による養鶏場であり、基本的に畜産を営むための用地として整備されている場所から、周辺の農業に与える影響はないため、本件における転用はやむを得ないものと考えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、現地を見ていただいた委員の方にご意見をいただきます。
209号、丸山委員、209、210、211とお願いします。

丸山農業委員 209号ですけれども、先ほど説明があったように、公共事業のための現場事務所、また資材置場ということですので、一時転用で、また使用期間も明確でありますので、やむを得ないと思います。
210号ですが、住宅の裏にある狭い農地で、宅地と一体の購入をした土地ですので、宅地と宅地の間の土地、やむを得ないと考えます。
あと、211ですが、対象農地ですけれども、第3種農地で、実家の隣にある土地、また農家住宅ということですので、問題ないと考えます。

議長 ありがとうございます。
すみません、矢嶋委員、ちょっとお待ちください。217を落としてしまいました。
217、事務局から倉科委員の伝言をお願いします。

保科主事 議案217です。今回、譲受人、〇〇さんが自身が経営の建設会社の資材置場として利用するため、譲渡人である〇〇〇〇さん所有の農地1筆、720平米を所有権移転により転用するものです。場所は梓川JAあづみ果実南部選果所の30メートルほど南になります。当該農地は、西及び東南側が宅地、北側が道路に面した三角地で、周辺はJAの選果場やライスセンターに囲まれた狭く不整形な農地で、利用度は低く、周辺の農業に与える影響はないことから、本件における転用はやむを得ないものと考えています。

議長 ありがとうございます。
すみません、長崎さん、齋藤さん、よろしいですか、そういうことで。ありがとうございます。
すみません、では元へ戻りまして、209、210、211と丸山さんにお問い合わせしたので、212号、矢嶋さん、お願いします。

矢嶋農業委員 212につきましては、先ほどお話があったとおりで、〇〇さんのご主人がもう亡くなってしまったということでありまして、周りが住宅なり大きな建物に囲まれておりまして、農業が難しい場所ということでありましての

で、やむを得ないというように考えます。

それから、213につきましては、やはりここも先ほどのお話のとおり、娘さんの住宅を建てるということで、その住宅を建てることによって、周りには農業に対する影響は全くないというように考えておりますので、これもやむを得ないというように考えます。

それから、214番でありますけれども、住宅の敷地ということで、住宅を建てるという場所ではなくて、住宅への進入路という形で、先ほどの位置図からいいますと、5ページになります。先ほどの墓地の関係、案件出ましたけれども、その横、214号、奥へずっと住宅を建てるための進入路ということで、建物の建てる場所は、もともと宅地ということになりますので、一体ということで、やむを得ないというように考えます。また、農地への影響もないというように考えますので、お願いをいたします。

議長 では、丸山さん、215、お願いします。

丸山農業委員 215ですけれども、対象農地なんですけど、見たところ、勾配地のような傾斜地でありました。〇〇さんなんですけど、既に仲間に農地を借りていて、仲間の農地の耕作のための農業用資材だとかの置場とすることで、特に問題ないと考えます。

以上です。

議長 それでは、216、217、矢嶋委員。

矢嶋農業委員 216につきましては、先ほど事務局のほうからお話のあったとおりで、畜産団地内ということでありますし、〇〇さんの経営されている畜舎のすぐ隣ということで、全く問題ないというように思います。

それから、217番につきましても、先ほどのご説明のとおりでありまして、第2種農地ということで、周りの農地への影響は全くございませんので、かえって荒れなくていいかなと。〇〇〇〇ということでありますので、そういう点では問題ないというように考えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、推進委員の皆様も含めまして全体を通して質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 よろしいですか。

ご意見等ないようですので、農地法第5条の規定による案件、9件について、一括して集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第209号から217号について、原

案どおり承認することに賛成の委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第218号及び219号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、2件についてを上程いたします。
事務局から一括説明をお願いいたします。
藤井主任。

藤井主任 農業委員会事務局の藤井です。よろしくお願ひします。
それでは、6ページをお願いいたします。
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、説明をさせていただきます。
議案番号218号、寿北3丁目にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものとなります。
議案第219号、里山辺にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。
以上、内容については議案書のとおりとなります。よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、地元の委員の方からご意見をいただきます。
芳川と寿でありますので、窪田代理からお願ひします。

窪田農業委員 平田東の2筆の分でありますけれども、この時期ですので、作物の作付というのはありませんでしたけれども、秋起こしがされておりましたので、特に問題ないというように考えております。お願ひいたします。

議長 では、河西委員、お願ひします。

河西農業委員 いずれの農地もしっかり耕作されているのを確認してきました。

議長 ありがとうございます。
それでは、219、中川委員、お願ひします。

中川農業委員 先日現地見てまいりました。この時期ですので、何も植わってはおりませんが、農地としてきれいに管理をされておりました。問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。
それでは、全体を通しまして推進委員の皆様も含めましてご意見、ご質問

等あったら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、2件について、一括し集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第218号及び219号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することといたします。
続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。
事務局から報告事項のアからオについて一括説明をお願いいたします。
藤井主任。

藤井主任 農業委員会事務局の藤井です。
それでは、報告事項につきまして説明をさせていただきます。
こちらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。
合計のみ申し上げます。
7ページからお願いいたします。非農地証明の交付状況の件、1件、続いて8ページ、9ページをお願いいたします。農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、16件、10ページから11ページをお願いいたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、22件、12ページをお願いいたします。農地法第4条の規定による届出の件、4件、13ページから14ページ、農地法第5条の規定による届出の件、9件。
以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
ただいま報告について皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、これら報告事項につきましては、事務局説明のとおり承知おきをお願いいたします。

農地に関する事項が終了いたしましたので、これで暫時休憩といたしますが、2時30分再開いたしますので、難しいタブレットを用意してください。

(休 憩)

議 長 じゃ、休憩前に引き続きまして、その他農業委員会業務に関する事項から進めてまいります。

まず、事務局からタブレットの操作方法について説明がありますので、お願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐 板花でございますが、Gメールに入れないとか、Gメールが届かないとか、いろいろトラブルが起こっているようでございます。農業委員会室に来ていただいて、セットして、そのときGメールできたんですが、1週間、10日ぐらいたって、また使おうとすると、入れたGメールに入れなくなってしまったというような現象が起こっていて、私、全然想定外で、そんなことは農業会議から一言も聞いてないし、全くちょっとどうしていいかわからないですけども、個別対応で復活した方も先ほど二、三人おられましたけれども、また研修終わった後に、お手数ですが、ちょっと起動しないような方はお残りいただいて、個別に確認させていただこうかなと思います。

それでは、私のほうから先にお願ひするのは、画面がすぐ暗くなってしまうということで、すぐボタンを押さないと、また電気がつかないというような現象が行っているかと思ひます。

その解決策でございますが、まず画面、明るくしていただいて、最初のこの青い画面のところ、歯車のマークがあると思うんですよ、歯車のマーク。「設定」と書いた歯車のマーク、見つかりましたでしょうか。歯車のマーク、ちょっと周りを見て、見つからない人いたら、ちょっと助けてあげてください。歯車のマーク。「設定」と書いてある歯車のマーク。大丈夫ですか。そこをタップしてください。

「設定」をタップして、出てきますが、その後に、ちょうどオレンジ色で「ディスプレイ」というのがあります。オレンジ色で「ディスプレイ」というのがあります。見つかりましたでしょうか。そこをタップしてください。そうすると、真ん中よりちょっと下、「画面照度」というところがあります。「画面照度」、見つかりましたか。そこをタップしてください。それで、お好みの時間を設定してください。

久保農業委員 ここを長くすればいいわけ。

板花局長補佐 今、30秒になっている方がいるかと思ひますが……

久保農業委員 ええ。何分にするだ。

板花局長補佐 2分とか5分とかですね。

久保農業委員

5分にしよう。

板花局長補佐

セットしていただければ、長く電気がつきますので、すみませんが、そこをセットしてください。よろしいでしょうか。分からない人いたら、隣に声かけ合って、助け合ってください。そこをセットすれば、長持ちすると。明るさが長持ちするということでございます。

それから、またこれからですね、今のところGメールが使える方しかちょっと今、おつなぎできませんけれども、Gメールそもそも受信できないという方は、ちょっとスタートラインにまだ立てないもので、すみませんが、ちょっとこの第2部は紙で見ていただくしかないんですが、今のところGメールが届いて使えている方は、まずGメールをタップしていただけますか。Gメールをタップ。それで、画面どこでもいいんですが、上から下に、人差し指で上から下にすっとなぞると更新します。上から下にすっとなぞると、画面が更新します。そうすると、うちから、松本市農業委員会の事務局から1月30日付、昨日の日付で送った資料があります。昨日の日付で送った資料、今日も10時45分に送っているんですが、1月30日の日付で送った資料、それをタップしてください。それをタップしてください。

そうすると、添付ファイルが3つ出てくるかと思えます。添付ファイル3つ出てきましたでしょうか。その3つあるのは、1つは、本日これから使う後半の第2部の資料、PDFファイル、それからもう一つは、タブレットによる閲覧方法を図示した添付ファイル、それからもう一つは、お互いの委員アドレスが分かるように、メールアドレス一覧表としてお送りしたPDFファイルが1つ、その3点セットでお送りしております。

それで、直接その添付ファイルを開いてもらってもいいんですが、なかなかくるくる回転していて、ちっとも起動してこないような方もいるんじゃないかな。うんと時間かかって、見れない人もいるかと思うんですが、ドライブのマーク、その添付ファイルの一番右下のところに三角形のマーク、三角形のマークというか、糸のマークというか、おにぎりのようなマークというか、そこをタップしていただくと、ドライブというところに落とし込める。保存できます。ドライブというところに保存して、ドライブから開くという手もあります。

三角形のマークをタップして、画面の指示に従って素直にやっていると、ドライブに保存できると思うんですね、データを。

ドライブというのはどこにあるかという、最初の画面の裏画面というんですかね。最初の画面、次の画面にドライブというフォルダーがあると思うんですね、三角形の。そのドライブに保存した状態で見えていただいたほうがいいのかなど。

ドライブのほうも、例えば令和5年1月の総会資料だとか、令和5年2月の総会資料だとかいう月ごとにご自身でファイルといいますか、フォルダーを作って収納していただければ、データとしては整理できるのかなというふうに思います。

議 長

すみません、変なおもちゃに手を出したおかげで、スパイラルに入り込んでいますけれども、時間もそれぞれありますし、また次の研修機会設けます。また事務局と相談しながら、できるだけ皆さんが学習しやすいような対応をまた取らせていただきたいと思います。世の中の流れだと思って、ちょっと付き合いをよろしくをお願いします。

それでは議事のほうを進めてまいりますので、タブレットをご覧になれる方は見ていただければ結構だと思いますし、紙媒体のほうでご覧いただければ結構だと思いますけれども、じゃ、それで次の項目へ入ります。

それでは、紙媒体、タブレットを確認しながら、その他農業委員会業務に関わる議事を進めてまいります。

初めに、令和4年度農地賃貸借料に関する情報提供について、議案第220号を議題とさせていただきます。

事務局から説明をお願いいたします。

田中事務員。

田中事務員

農業委員会事務局の田中です。よろしくお願いいたします。

それでは、皆さん、資料の16ページ、17ページをご覧ください。

議案第220号 令和4年農地賃借料に関する情報提供についてご説明いたします。

こちらは、毎年この時期、総会で協議事項とした後に農家の皆さんに情報提供をしているものになります。

1番、要旨ですけれども、農地法第52条と農業委員会等に関する法律第6条に情報の提供について規定がございまして、これに基づき、昨年1年間に賃貸借の契約が行われた農地の情報を整理しまして、ホームページへの掲載と窓口での提供をしております。

具体的に提供する情報は、17ページの1枚になります。

こちらは、令和4年1月から12月までの1年間で設定された利用権のうち、賃貸借となったものを対象として、10アール当たりの賃借料を取りまとめたものです。田、畑、樹園地について、それぞれ算出しております。

四賀、安曇、奈川、梓川、波田地区とそれ以外の旧松本市に地区を分けていますけれども、地区の中で母集団が少ない場合、今回はちょっと情報がありませんとして、提供を控えております。

また、例年に倣いまして、梓川地区4万円、それ以外の地区3万円とした上限額を設定しています。これを超える異常な値は、上限額に変更して平均値、最低値、最高値を算出しております。

ここ数年の総会において、皆様のお立場から様々なご意見をちょうだいしております。例えば、水利費を誰が負担するかとか、地域によって賃借料のいろいろ課題があるよだとか、そういったことをお伺いしています。また、最低額の整理なんかもまだつかない中で、こういった形での情報提供は非常に課題があることは認識しておりますけれども、地域計画策定を控えた過渡期でもありますので、本件については、あくまで広く一般的に情

報提供をするためのものであるとご理解いただければ幸いです。

自分の地区のものが欲しいよとか、調整区域で10アールだけ出せよというような情報提供は可能ですので、ぜひ個別の相談としてご要望いただければ幸いです。

賃貸借料の情報提供については以上となります。よろしく願いいたします。

議 長

ご苦労さまでした。

ただいま田中さんのほうから説明があったわけですが、それぞれ過去においていろいろ実情と違うじゃないかというような話もありましたし、どのような形で生かしていくかというような話もありました。

それぞれJAの皆さんもそれぞれ基準地区ごとに出していただいたり、それぞれデータいろいろですが、我が農業委員会として、集計の中での算出した数字でありますので、趣旨をご理解いただいた中で、何らかの形でご利用していただければという趣旨でありますので、お願いしたいと思えます。

この件につきまして何か皆さんのほうからご意見、ご質問等ありましたら、お出しをお願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですかね。

ご意見等ないようですので、これより採決を行います。

全員の皆さんにお伺いしますけれども、議案第220号について、原案どおり決定することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

次に、協議事項に移りまして、令和4年度利用意向調査結果に基づく対応についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

田中さん。

田中事務員

それでは、引き続き田中ですが、総会資料の18、19ページをご覧ください。

協議事項、令和4年度利用意向調査結果に基づく対応について説明いたします。

早速、1番、要旨ですが、昨年8月、9月に皆様にパトロールをしていただいたものにつきまして、再生利用が可能な荒廃地の所有者また耕作者の方に利用意向調査を実施いたしましたので、どのような答えが返っ

てきたかという結果の報告と今後の対応について協議するものです。

結果ですけれども、こちらで234件、364筆に回答を依頼しましたところ、127件、202筆から回答をいただきました。筆数で見たところの回答率は55.5%となっております。

回答の内容ですけれども、農地中間管理事業の利用が57筆、自ら管理が6筆、自ら耕作が54筆という回答になっておりました。

詳細は、別冊の資料に個人ごとにどのような結果が出てきたかということに記載してありますし、特に今回、回答としては、その他を選択された方が多かったものですから、書かれてきた言葉は全て特記事項欄に記してありますので、ぜひご自身の地区の皆さんからのコメントを後確認いただければと思います。

4、回答別の今後の対応ですけれども、例年に倣いまして、農地中間管理事業を利用する意思表示あったものに関しては、これから公社に希望した土地の情報を提供していきまして、基準に適合となった場合は、機構と所有者の間で手続が進んでいきます。

(2) 所有権の移転もしくは賃借権の設定を行う旨の意思表示のあったものは、事務局でその後権利の設定があったかな、移転の状況はあるかなということを確認します。

(3) 番、自ら耕作する旨の意思表示があったものに対しては、令和5年度の農地パトロールの際に皆様に見ていただく、本当に耕作されているかなということを見ていただくこととなります。

(4) 番、6か月を経過しても回答がない場合、自ら権利を設定する、自ら耕作すると回答したけれども、6か月経過しても、そのとおりでない農地については、別途機構に協議すべき旨の勧告をしますけれども、こちら機構の基準が適合とならないと勧告となりませんで、過去の情報でいきますと、当市では基準に適合することがなく、勧告を行ったという経過はありません。

後段ですね、5、遊休農地解消に向けた取組(案)ですけれども、農地法にて、農業委員会は利用意向調査の結果、表明された所有者等の利用の意向や、地域の営農計画を勘案しつつ、必要なあっせん、その他農地の利用計画の調整を行うこととされておりますけれども、日頃から皆さんには最適化活動にご尽力いただいておりますので、この最適化活動の中に今回の調査結果を役立てていただければと思います。

最後、6番に地域計画の策定と農業委員会の役割というもの記載されておりますけれども、この後、地域計画の策定の研修会も行われますが、皆様にこの調査、今回の調査の結果も勘案しながら、10年後の農地をどうしていきたいかという目標地図の素案作成のために、状況調査を農家の皆さんにさせていただくようになりますので、こちらよろしく願いいたします。

説明は以上です。よろしく願いします。

ただいま事務局からそれぞれ説明がありましたけれども、ただいまの事務局からの説明の内容について、それぞれご意見等がありましたら、全員の方にお伺いいたします。いかがですか。

[質問、意見なし]

議長 期間は決められているわけですがけれども、我々の職責として、随時その辺の農地パトロールその他を活用しながら、把握に努めるという結果の中での取りまとめの一ブロックだというふうに思いますけれども。
じゃ、ないようですので、本件についてはご了承いただける皆さんは挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
じゃ、賛成多数ですので、本件は了承されました。
また、委員の皆様は、本調査結果に基づき、担い手への利用調整や遊休農地の解消指導に努めていただきますようお願い申し上げます。

柳澤農業委員 すみません。

議長 柳澤さん。

柳澤農業委員 意向確認をこれからそれぞれ担当地区で一つ一つしていった結果、その意向はどういう形で集約していったらいいんですか。つまり、ここには一覧表があるんですけども、この一覧表で、特にこの右肩の空白になっているあたりを埋めていくということだろうと思うんですけども、その確認した意向は、この何かタブレットとかなんかで記入するんですか。それとも、何か別の方法でそれをまとめるんでしょうか。

議長 どうですか、その方法。

田中事務員 今年度、この結果に関しては、一応これで終了となりますけれども、来年度、地域計画のほうでは、タブレットのほうに入力するような場面が出てくると思います。

利用意向調査、ちょっとまた別なものになっちゃうんですが、この利用意向調査に関しては、大分長い、遠い将来の話としては、タブレット入れるようなこともあるかもしれないですが、しばらくは同じような方法で行っていく予定です。

柳澤農業委員 じゃ、あれですか。一筆一筆逐一何かそれを記録として農業委員会のほうに提出するということになるんでしょう。できれば、そういう活動は来年

度というお話なんですけれども、年度またいで春になると、いろいろ農作業忙しかったりするから、あんまり回れる点が制限されると思うんですよね。そうすると、できるのであれば、この冬の間、具体的に言うと、2月、3月あたりにある程度確認できるところは確認したいという思いがあるんですけれども。

田中事務員 今年のパトロールでは、やはりタブレットを使って、一筆ごと状況等入れていただくようなものを予定しているんですけれども、ちょっと今、行程などをセットしないと使えないですので、そのアプリが。なので、冬の間、ちょっと……

柳澤農業委員 手書きで。

田中事務員 そう。記録しておいていただいて、結果をまとめて、タブレット使って入力していただくという方法はちょっと今、ご提案できますが。

柳澤農業委員 分かりました。ちょっとこの、せっかくここに一覧表が来ているんで、これをうまくこと利用して、意向確認を進めていきたいと思います。

田中事務員 ありがとうございます。

議長 今、柳澤さんのほうからそういう話がありましたので、また随時それはやはり対応していかなきゃいけないことですし、またこの一覧表を見ながら、該当のところで、50数%の回答はいいんですけれども、残りの40数%がね、どうしても積み残しになってしまいますし、その50何%の落ちも、これも当然出てくるとは思いますが、またそれぞれ活動記録簿の中でも記載していただいて、対応をしていただきたいと思います。

ほかに。よろしいですか。

今、賛成の意思表示をされましたので、今、追記として、今のことをまたそれぞれ念頭に置いて、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、報告事項からアの農地法3条による農地取得についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

川村補佐。

川村局長補佐 農業委員会事務局、川村です。よろしくお願ひいたします。

着座にて失礼いたします。

お手元の資料21ページになります。

報告事項6-(3)-アということで、農地法第3条による農地取得についてになります。

こちらの議題につきましては、先月の定例総会におきまして、4月に向けて、法改正がありますので、再確認してはどうかということで、今回報告

させていただきます。

まず、1番といたしまして、農地法第3条の許可基準です。

大きく分けまして、(1)から(7)の7つの項目がございます。この全ての項目を全部クリアしなければいけないという形となっています。

(1)が全部効率利用ということで、取得する予定の農地を含む全ての経営農地等、いわゆる自分で持っている農地を含めて、農地を農地として利用していなければいけませんということです。例えば自宅が農地に越境することになった場合は、ここがアウトになっていくということです。

(2)番は農地所有適格法人以外の法人の取得禁止。借り入れることはできますが、買うことはできないという規定です。

(3)番が信託の取引禁止。信託というのは、自分の財産を信頼できる人に託し、大切な人、あるいは自分のために管理・運用してもらうこと。その文字のとおりのことです。これはやってはいけませんということです。

(4)番、常時従事。所有者及び世帯員の人が必要な農作業に常時従事することという内容となっております。

(5)番が下限面積で、1枚めくっていただいた右側の23ページに現在の各地区における下限面積が示されております。原則、北海道を除く本土につきましては50アールが面積となっておりますけれども、地区の実情に応じて下げることができますという形で、20アールから50アール、地区により松本市は設定しているところがございます。いわゆる取得する農地と経営農地合わせてこの面積に達しないと取得することができないというものです。

(6)番、借受地の転貸制限ということで、貸借を目的に借り受けできないことで、市街化区域につきましては、農地を借りるときも3条という形になりますので、3条の中で借り受けるといったときに適用されるものがございます。

(7)番、地域との調整ということで、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないこと。いわゆるほかの農地に迷惑かけないことということです。周辺農地への影響はございませんというのは、このくだりになるところです。

以上7つの要件ですが、2番におきまして、非農家の農地取得方法ということで、(1)のところにも新規就農届というのが書いてありますけれども、24ページがございます。毎回該当地区の農業委員さん、あるいは推進委員さんにはご意見をちょうだいして、署名していただいているところですが、これを出す必要がありますということになります。

21ページに戻りまして、(2)番、現行ですと、先ほどの1の(5)で説明いたしました下限面積に達していない農地でも、皆さんご承知のとおり、松本市は特例措置として、別段面積という形で別段農用地の制度指定がございます。例を挙げますと、例えば東京にお住まいの方が相続で農地を取得した場合に、こちらまで戻ってきて耕作するということは困難であり、そうしますと、耕作放棄地になってしまうので、特別な農地に指定をいたしまして、これを非農家の方でも取得できる農地に指定しているところ

ろでございます。

こういった特例措置等を図ってきたところですが、3番、令和5年の4月以降の変更点ということで、4月以降と書いてありますけれども、4月1日からです。1の許可基準の(5)下限面積が撤廃されます。つまり、非農家の人でも、あるいは少ししか経営農地がない人でも取得できる形となります。

しかし、注意していただきたいのが、先ほど1の(1)から(7)までの(5)の下限面積が撤廃されるだけです。いわゆるほかの1、2、3、4、6、7は許可基準としては残りますので、留意していただきたいというのがあります。

ただし、ここで一番いつもネックとなってくるのが、5番以外では、(1)の全部効率利用。いわゆる許可を得ずに農地を農地以外として使用することが不可という条件ですけれども、逆を返せば、全く農地を持っていない新規就農で非農家の方はここが適用されません。元を持っていないのですから。つまり、取得する農地さえ問題がなく、営農計画上問題がなければ、取得することは容易になるということです。

国のほうも言っていますけれども、この利点を生かしていただいて、ぜひとも新規就農等々を含む移住推進に活用していただければと思います。

ただし、斡旋していただくだけではなく、やはり初めて農業をやる人たちですので、営農指導等も委員さんたちのご協力をしていただく中で、たとえば家庭菜園でも、こういった方法で作ればいいですよというアドバイスをいただければ、これはまた地域密着型となって、市の活性化にもつながっていくと思いますので、改めてよろしくお願ひしたいと思います。

また、もう一点留意していただきたいところですが、今現在も、貸借につきましては下限面積というものはございません。つまり、5反歩要件があったとしても、4反歩から借り入れるということはできます。よく、5反歩以上の購入をすればいいのではないかとということで相談がありますが、まずは借りてみてはどうでしょうかというご案内をしているところです。

なぜかといいますと、取得して2年後くらいに、やっぱり私は営農というか、農家は向いてないなとなっても、取得した以上、返すわけにもいきません。ですので、家庭菜園程度はいいと思います。自分の購入した宅地、あるいは前から住んでいる宅地の裏側とかに少し、あるいは近いところに少しのものがあるところを家庭菜園として取得したいというのは、これは積極的にやっていただいても構わないと思うんですけれども、ある程度、2反歩、3反歩というまとまった農地をいきなり取得するというのは、リスクがありますということがございますので、今後とも、まず借りて、営農体験をして、できるかどうかを確認した中で、取得してみたいかどうかというような案内の仕方をお願いしたいと思います。

最後になりましたが、22ページになります。

農地取得の手續方法ということですが、特に(2)の農地法3条の手續方法は4月以降も変わりません。

(3)番にありますその他の取得手續ということで、長野県農業開発公社

でも4月以降も当然手続が可能となりますので、特に公社のほうは税制優遇等もございますので、そういったことも案内をしながら、農地の流動化に努めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。
以上でございます。

議 長

ご苦労さまでした。

ちょっと整理しながら、4月以降変わる点について、また農業委員会の考え方等をご提案申し上げました。

ただいまの説明に対して委員の皆様から何か質問、意見、懸念材料等ありましたら。

では、久保委員。

久保農業委員

ちょっと的外れな質問になるかもしれませんが、農地を買うことになっていて、3年間耕作していたら許可が下りるよって、この間電話がかかってきて、正直言ったら、そのことを私は知らないんだけど、それじゃ出してくださいよっていう話をしたんだけど、こんなことはできるんですか。

議 長

川村補佐。

川村局長補佐

3年間耕作をしていると買えるよというのは、多分ですけども、逆でして、今は法律改正になっているんですけども、3年3作という言葉があり、農地を取得したら、3年3作は耕作する必要があるというような規定はございました。

ただし、これが解釈で、3年3作耕作したら転用しても良いと捉えることが多く、そういった誤認識があってはまずいということで、法改正になり、3年3作は廃止となりました。

以上です。

久保農業委員

では、恐らく来月あたりに、司法書士とか行政書士に書類を作ってもらったやつが回って、そちらに回っていくんでしょうね。農業委員のほう、事務局に回って行って、取得してもいいですかというのが回ってくるというように私、勝手に想像しておるんですけども、許可が、農地、だから新規就農という形になるんですよ、やってないから。

川村局長補佐

まず、来月というと、2月あるいは3月のことになると思うんですが、2月の段階では、下限面積というのはまだありますので、この要件を満たしていることが必要です。

ただし、3月の段階では複雑でして、3条受付というのは、基本16日から翌月の15日まで受付をしたものを審議しているところですが、具体的に言いますと、3月20日に下限面積に達しない申請をしたとします。そうすると、4月の定例会に諮るわけです。これは法的には適法、いわゆる

新しい法律のほうのものになります。ただし、先ほど申し上げましたとおり、2月20日に提出したものが下限面積に達しない場合は、3月末の定例会で審議することになりますので、これは法改正前という形になり、下限面積の適用になります。そのようにご理解いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長

では、よろしいですかね。

大体この案件について把握していただいて、個々の事例の中で事務局とコンタクト取ながら、どうするか。大局的なやつは、もちろんこういう場でそれぞれの意見をお聞かせ願えればと思いますが、そんなことで、なければ、本件については、ただいまの説明のとおりですので、ご承知おき願いたいと思います。

続きまして、報告事項のイ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、26、27ページお願いします。

まず、今月の振り返りということですが、会長挨拶のとおり、先進地の視察研修、あるいは農業活性化シンポジウムということで、予定をこなしてきたところがございます。アジア農業株式会社の社長さんの話、もう少し聞いたかったかななんて個人的にはちょっと思いましたけれども、いい話だったと思います。

それから、27ページ、来月の予定になりますけれども、冒頭、話題にもありましたとおり、松塩筑安曇の農業委員会協議会の活性化推進研修会の出欠、今日お出しいただくようお願いしたいと思います。

それから、28日ですが、来月の総会はMウイングになります。Mウイングの6階ホールになりますのでお間違えのないようお願いいたします。

以上です。

議 長

ご苦労さまでした。

委員の皆さんで何かこの案件につきましてご意見、ご質問ありましたら、お受けいたします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、本件については、ただいまの説明のとおり、場所を間違えてまたここへ来ても誰もいませんので、Mウイングのほうへお願いいたします。

以上で報告事項は終了いたしました。

続きまして、その他の項目に入ります。

事務局から連絡事項お願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

すみません、少し時間いただいて、お手元のほうに封筒でカラー刷りの資料が2セット入っているかと思います。これ、先般行われました研修会の資料でして、ちょっと諸事情というか、講師のほうからデータが来るのが間際だったもので、本当に申し訳なかったんですけども、農業委員さんの分に関しましては、白黒で当日配付させていただいたところです。ただ、どうしても見にくいというご指摘がございましたので、急遽カラーのほうで刷り直したものをお配りしたところです。当日欠席された方も含めて、今後の参考までにご活用願えればと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

そういった趣旨でありますので、またご理解、ご活用をお願いします。

それで、すみません、タブレットの件ですが、先ほども申し上げましたとおり、またちょっと事務局とすり合わせした中で研修の機会を探す方向で行きますのでよろしくをお願いします。

それと、ここに農業者年金の漫画、これ、非常に見て面白かったので、また見ていただきたいと思います。

それでは、全体を通しまして委員の皆様から何かありましたら、お出しをお願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議 長

以上で本件の案件は終了いたします。

円滑な議事にご協力いただき、ありがとうございました。

議長を退任させていただきます。

お疲れさまでした。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

田 中 悦 郎

議事録署名人 1 1 番

窪 田 英 明

議事録署名人 1 2 番

塩 原 秀 俊